

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 補助対象事業の期間の延長

■改正内容

耐震対策緊急促進事業制度要綱の改正に伴い、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業の補助対象事業については平成31年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業の補助対象事業については平成31年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業とする。

■改正箇所

本文第3条

2. 補助対象限度額の見直しについて

■改正内容

耐震対策緊急促進事業制度要綱の改正に伴い、耐震改修費補助事業の補助対象限度額の見直しを行う。

1 m²あたりの単価 48,700 円 → 50,300 円

■改正箇所

別表第1

3. 用語の整理

■改正内容

要緊急安全大規模建築物の耐震診断費補助事業について、耐震診断結果の報告期限を迎えたことに伴い、耐震診断の定義から削除する。

■改正箇所

本文第2条

別表第1

4. 様式の整理

■改正内容

要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)および要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)について、事務の簡素化のため、棟数申請ができるよう補助金交付申請書に添付する書類を整理する。また、完了実績報告書の添付書類については、申請時に省略した書類について提出するよう整理する。

■改正箇所

第1号様式

第1号様式別紙1-2

第2号様式別紙2-2

第5号様式